

農業労働力確保支援事業実施要領

制定 令和4年7月5日 4農経第437号

第1 目的

少子高齢化等による農業従事者の減少が進む中、農繁期の一時的な労働力不足を解消するため、単発・短期間の契約に基づき農作業に従事する労働者を確保することで、本県農業を維持・発展させることを目的とする。

第2 事業の内容及び実施要件

1 事業の内容

短期間の労働力を必要とする農業者と働き手である労働者のマッチングを実施し、それに要する経費の一部を補助することで、農繁期における労働力を確保する。

2 事業の実施要件

この事業は、次の要件に適合するものでなければならない。

- (1) 愛知県内の農業者への労働力の供給を目的とするものであること。
- (2) 農繁期における一時的な労働力不足を効果的に解消するものであり、補助対象とする労働力供給は、当該供給に係る契約期間が7日間以内のものであること。
- (3) 本事業の期間中、同一の農業者に対し複数回の労働力供給を行うことを妨げないが、補助対象とするのは初回契約分の労働力供給に限ること。
- (4) 本事業で受けた補助金はマッチングに要する経費に充当し、充当分を農業者から徴取するマッチング費用から減額すること。
- (5) 補助事業は、2月10日までに完了するものであること。

第3 事業実施主体

本事業の事業実施主体は、農業分野において労働力の供給を業として行う事業者とする。

第4 事業実施計画の作成及び認定等

1 事業実施計画の作成

事業実施主体は、事業を実施しようとするときは、農業水産局農政部農業経営課と調整の上、事業実施計画書（別紙様式1）を作成するものとする。

2 事業実施計画の認定

- (1) 事業実施主体は、事業を実施しようとするときは、農業水産局農政部農業経営課に事業実施計画書1部を提出し、知事に計画の認定を申請するものとする。
- (2) 知事は、計画が適当であると認められるときはその旨認定するものとする。

3 事業実施計画の変更

事業実施主体は、計画の重要な変更をしようとするときは、2の手続きに準じて変更の申請を行うものとする。

なお、本事業における重要な変更とは、補助金額の3割以上の増減が発生する場合を指す。

第5 事業の実施

事業は、第4の2の(2)の認定があった事業実施計画に基づいて事業実施主体が必要な手続きのうえ実施するものとする。

なお、事業の着手は補助金の交付決定により行うものとし、事前着手は認めない。

また、事業実施主体は事業実施期間中、補助金交付決定時に県が指定する期日までに事業の遂行状況の報告を行うこと。

第6 指導援助

県は、事業実施計画の作成、事業実施の円滑かつ適正な推進を図るため、関係部課、農林水産事務所の職員及び農業革新支援専門員による積極的な指導、援助を行うものとする。

第7 助成

県は、第4の2の(2)により認定した事業実施計画に基づいて実施する事業に要する経費に対し、別に定める補助金交付要綱に基づき、予算の範囲内において補助するものとする。

第8 その他

この要領に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項は、農業水産局長が別に定めるところによるものとする。

別紙様式1

番 号
年 月 日

愛知県知事 ○○○○ 殿

事業実施主体 氏名

年度農業労働力確保支援事業実施計画書(変更)の認定について (申請)

このことについて、認定を受けたいので農業労働力確保支援事業実施要領第4の2の(1) (変更の場合にあつては第4の3)により、別添のとおり事業実施計画書(変更)を添えて申請します。

(注) 変更の場合にあつては、計画変更の理由を別紙(様式任意)に記載すること。

(別添)

農業労働力確保支援事業実施計画書（変更）

1 労働力を確保するマッチングサービスの概要^{※1}

(1) サービスの仕組み

(2) サービス利用料金の設定方法

※1 マッチングサービスの概要や料金設定が分かる資料を添付すること。

2 事業の内容

(1) 事業（予定）期間^{※2}

サービス提供開始日： 年 月 日

サービス提供完了日： 年 月 日

※2 本事業を活用して労働力を供給する期間を記載。

(2) 労働力供給計画

期間中の供給労働力合計	うち、事業対象労働力 ^{※3}	(参考)前年同期の供給実績 ^{※4}
人・時間 ^{※5}	人・時間	人・時間

※3 農業者ごとに、事業期間中初めてマッチングサービスを利用する際の供給労働力を積算すること。

※4 実績の確認できる資料を添付すること。

※5 供給する労働力の単位は任意とし、農業者と契約する際の労働力単位等を踏まえて設定してよい。

(3) 本事業を活用した利用料金の設定方法^{※5}

※6 本事業による利用料の減免を踏まえたサービスの料金体系、農業者への告知内容などを記載する。

(4) 経費の配分

区分	供給量	事業費 ^{※7}	負担区分			備考 ^{※9}
			県費	利用者負担	その他 ^{※8}	
期間中の供給労働力合計	人・時間	円	円	円	円	
うち、事業対象労働力			-			
合計						

※7 労働者へ支払われる賃金相当額は含めず、マッチングサービスの利用料のみを記載すること。

※8 事業実施に合わせて事業実施主体が利用料を一部負担する場合は「その他」欄に記載する。

※9 仕入れに係る消費税額について、これを減額した場合には「除税額〇〇円うち県費〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」と備考欄に記入すること。

(注) 計画変更の場合にあつては、変更部分を二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載すること。